

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条第６項及び第７項の規定により実施した知事からの要求監査について、監査を行ったので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和２年６月１２日

奈良県監査委員	斎 藤 信一郎
同	森 田 康 文
同	西 川 均
同	和 田 恵 治

第１ 監査の概要

１ 監査の実施根拠

知事から、法第１９９条第６項及び第７項の規定により一般財団法人奈良県ビジターズビューローの出納その他の事務の執行及び同法人に対する奈良県地域振興部観光局の事務の執行に関し、監査の要求があった。

２ 監査要求の受理

令和２年３月３１日

３ 監査の要求事項

(1) 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下「ビューロー」という。）に関する監査

ア 監査事項

(ア) 奈良県（以下「県」という。）の補助金、負担金等により実施するビューローの事業に係る出納その他の事務の執行

(イ) 県が資本金、基本金その他これに準ずるものの４分の１以上を出資している法人であるビューローの出納その他の事務の執行

イ 監査対象年度

平成３０年度

(2) 奈良県地域振興部観光局（令和２年度より産業・観光・雇用振興部観光局）に

関する監査

ア 監査事項

(ア) ビューローに対して支出した補助金、負担金等に係る事務の執行

(イ) ビューローに対する委託契約（県がビューロー以外の法人と契約し、当該法人からビューローに再委託されたものを含む。）に係る事務の執行

イ 監査対象年度

平成30年度

4 監査の実施方法

監査は、知事からの要求事項について、監査対象団体及び監査対象部局から提出を受けた監査資料を基に実地監査及び書面監査を実施した。また、令和2年5月19日に説明を聴取するなどした。

5 監査の観点及び着眼点

正確性、合规性、経済性、透明性等の観点から、主として次の点に着眼して監査した。

(1) ビューローに関する監査

ア 県からの補助金、負担金等により実施する事業に係る出納その他の事務が、補助金等の交付要綱、交付決定及びこれに付された条件等に従って適正に行われているか。

イ 県の出資の目的、定款等に沿って事業が適正に行われているか、その事業に係る出納その他の事務が適正に行われているか。

(2) 奈良県地域振興部観光局に関する監査

ア 補助金等の交付決定及び変更交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

また、事業実績報告の審査及び補助金等の額の確定は、適正に行われているか。

イ ビューローに対する委託契約（県がビューロー以外の法人と契約し、当該法人からビューローに再委託されたものを含む。）に係る事務が適正に行われているか。

第2 監査委員の除斥

森田康文監査委員は、ビューロー監事当時の職務に係る事項の監査について、法第199条の2の規定により、除斥された。

第3 ビューローに対する監査委員監査の実施状況

直近では、監査委員は、ビューローに対して、平成30年1月23日に法第199条第7項の規定に基づき、県が出資しているもの及び県が補助金等の財政的援助を与えているものに対する監査として、平成28年度の出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査の結果、適切とは認められない事態として、次のとおり、指摘事項1件、注意事項1件を、平成30年2月22日に知事及び県議会議長に報告している。

① 会計処理規程に沿わない現金の取扱いについて（指摘事項）

前回の監査において、一般財団法人奈良県ビジターズビューロー会計処理規程等に沿った事務の執行について注意したところであるが、今回の監査においても、同会計処理規程第15条の規定によらず、特別な事情がないのに収納した現金を即日銀行に預け入れていない事例が認められた。

今後は、諸規程に沿った適正な事務の執行に努めるとともに、現金の取扱いについては十分留意すべきである。

② 補助金の変更承認申請に係る不適切な取扱いについて（注意事項）

補助金の変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、適時に申請が行われていない事例が認められた。

今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

また、上記のビューローに対する指摘事項等と併せて、次のとおり、県観光プロモーション課に対する注意事項1件を報告している。

補助金の変更承認申請の不適切な取扱いについて（注意事項）

補助金の交付において、変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、補助事業の進捗状況を確認していなかったため、当該事実を

把握しておらず、年度末に変更承認申請書を受理し、変更承認を行っている事例が認められた。

今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、変更申請が適切に行われるよう補助事業者への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

第4 監査の実施

1 ビューローに関する監査

(1) ビューローの設立目的及び組織の概要

ビューローは、県の歴史的、文化的、社会的、経済的な特性を活かし、観光振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業を行うことにより、奈良県経済の活性化を図り、県民の生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的として平成21年4月1日に設立された。

奈良市池之内町3 奈良県猿沢イン3階に事務所を置き、役員27名（理事長1名、理事24名、監事2名）、評議員13名及び職員28名で構成されている。（平成31年3月31日現在）

(2) 県の財政的援助等の状況

県は、ビューローの基本財産2億1,850万円のうち1億6,250万円を出捐している。（出捐比率約74%）

平成30年度に、県がビューローに交付した補助金等は、次表のとおりである。

（単位：円）

ア 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金（人件費分） 奈良県ビジターズビューロー人件費補助金	84,982,165
イ 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金（事業費分） 計	26,678,000
①商品企画支援事業	1,800,000
②奈良県観光情報サイト管理運営事業	4,757,000
③奈良県観光インフォメーションセンター運営事業	6,526,000
④オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業	1,500,000
⑤コンベンション開催誘致支援事業	11,095,000
⑥全国広域観光振興支援事業	1,000,000
ウ 「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業負担金	18,000,000
合 計	129,660,165

(3) 内部統制に係る事項

ビューローの内部統制の整備及び運用の状況について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

- ① 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー定款（以下「定款」という。）第26条において評議員会規則を、同第44条において理事会規則をそれぞれ定めることとしているが、いずれについても定めていなかった。
- ② 定款第29条第5項において、「理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」としているのに、理事会で業務の執行状況の報告を行ったのは、平成30年度では平成30年5月25日の1回のみであった。

評議員会及び理事会の開催状況は、次表のとおりである。

評議員会

平成30年3月29日	平成30年度事業計画、収支予算
平成30年4月26日	役員の選任（書面評決）
平成30年6月8日	役員の選任（書面評決）
平成30年6月14日	平成29年度事業報告、収支決算
平成30年6月27日	定款改定（書面評決）
平成31年1月18日	役員の選任（書面評決）
平成31年3月28日	平成31年度事業計画、収支予算

理事会

平成30年3月29日	平成30年度事業計画、収支予算
平成30年5月25日	平成29年度事業報告、収支決算
平成31年3月28日	平成31年度事業計画、収支予算

また、評議員会及び理事会の開催手続、開催の時期、議事録の作成・署名について抽出で調査したところ、平成30年6月27日の書面評決における書面決議書について、日付が記入されていないものが14件中9件見受けられた。

- ③ 平成31年3月25日から令和元年6月25日の期間で5,000万円の借入を行い、令和元年6月11日に全額返済していた。定款第13条第1項において、「資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数の3分の2以上の決議を得なければならない」としているのに、この借入について理事会で承認の決議を得ていなかった。
- ④ 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー会計処理規程（以下「会計規程」という。）第10条において、「予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算案を作成して、理事会及び評議員会の承認を得なければならない」としているが、自主事業であるアンテナショップ事業及び国庫補助事業について、

平成30年度の当初事業計画には予算が計上されておらず、事業の実施に当たっては予算の補正が必要であったのに、予算の補正のために必要な理事会及び評議員会の承認を得る手続を執っていなかった。

- ⑤ 会計規程において、立替払の取扱を規定していないが、やむを得ず職員が立て替えて支払った経費を精算し、手許現金で支出している事例が見受けられた。
- ⑥ 平成30年度に職員5名に対して、基本給として「227,800円」を支給しており、この基本給の額は職員が採用条件承諾書により承諾した額ではあるが、一般財団法人奈良県ビジターズビューロー職員給与規程第4条の別表第1の給料表（以下「月給給料表」という。）には定めていない額であった。

しかし、このように月給給料表に定めていない額の基本給を支給しているのは、透明性が十分確保されているとは認められない。

- ⑦ 平成30年度に職員1名に対して、基本給として「197,800円」を支給していたが、この額は月給給料表には定めていない額であった。

ビューローは、当該職員の語学能力等を勘案し、基本給を決定したと説明している。

しかし、このように月給給料表に定めていない額の基本給を支給しているのは、透明性が十分確保されているとは認められない。

- ⑧ 平成30年度に年俸で給料を支給していた職員6名に対して、一般財団法人奈良県ビジターズビューロー年俸制職員給与規程第4条の別表第1の給料表（以下「年俸給料表」という。）に定めていない金額（年俸額3,200,400円～5,000,400円を12で割った額を毎月支給）を支給していた。

ビューローは、大学を卒業した新規採用職員の初任給の月給と賞与から年俸額を決めたり、ビューローの課長補佐級の月給と管理職手当、賞与等から年俸額を決めたりしていると説明している。

しかし、このように年俸給料表に定めていない額を年俸額として決定し支給しているのは、透明性が十分確保されているとは認められない。

(4) 財務諸表について

平成30年度の決算について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

- ① 平成30年度事業報告書における正味財産増減計算書の記載金額（決算額）

が、次表のとおり、総勘定元帳（注１）の記載金額と相違していた。

収益		(単位:円)	
正味財産増減計算書		総勘定元帳	
科目	金額	科目	金額
観光庁広域周遊補助事業	29,131,224	広域・オーダーメイド 11,840,599円 広域・体験プログラム 6,620,829円 広域・着地環境整備 12,661,860円	31,123,288
体験プログラム販売収入	12,286,480	体験プログラム販売	15,007,387
奈良ファン倶楽部会費及び事業収入	8,623,300	奈良ファン倶楽部の運営	8,623,600
その他事業収入	533,021	受託事業その他(事業収益)	532,721
着地型旅行商品販売収入	4,716,128	—	0
旅行カウンターサービス	6,003,000	旅行カウンターサービス(事業収益) 3,290円 旅行カウンターサービス(事業受託収益) 6,000,000円	6,003,290
その他雑収益	672,502	インバウンド旅行商品販売(雑収益) 25,920円 受託事業その他(雑収益) 342,040円 アンテナショップ運営事業(雑収益) 202,409円 コンベンション関連事業費(雑収益) 105,000円	675,369

費用		(単位:円)	
正味財産増減計算書		総勘定元帳	
科目	金額	科目	金額
観光庁広域周遊補助事業	58,361,869	広域・オーダーメイド 21,710,173円 広域・体験プログラム 13,316,800円 広域・着地環境整備 25,326,960円	60,353,933
体験プログラム販売事業	10,476,153	体験プログラム販売	12,655,304
着地型旅行商品販売事業	4,171,315	—	0
その他事業支出	159,519	うまし奈良めぐり実行委員会(事業費) 21,600円 旅行カウンターサービス(事業費) 139,789円	161,389
管理費	38,761,498	管理費	38,759,728

これについて、ビューローは次のとおり説明している。

帳簿管理等の会計処理に当たって、会計システムを利用しており、日常の伝票処理から決算処理までを会計システムにより処理している。通常は決算時に会計システム上で会計帳簿の誤り等を修正し、次年度への繰越処理を行う作業（以下「決算整理」という。）を行った上で会計帳簿を締め切っているが、平成30年度は、決算整理を行う前に会計システム上で会計帳簿を締め切ったことから、会計システム上で誤り等を修正することができなくなり、会計システムによらずに手作業で決算整理を行った。

しかし、決算時の決算整理の記録は残されていなかった。このため、どのよ

うに決算整理を行ったのかが明らかでなく、会計帳簿の誤り等が適正に修正されたのか事後的に検証することができない。

(注1) 勘定科目ごとに、支払等の取引の発生順にその増減と残高を記載した会計帳簿

- ② ビューローの事務的な経費（事務所の電話代、FAX代、電話リース代、パソコンリース代、サーバーリース代、コピー機代、公用車リース代、公用車駐車場代等）について、次表のとおり、コンベンション開催誘致プロモーション支援事業、着地型観光素材発掘造成サイト掲載事業等の一部の事業に偏って配分し、費用として計上していた。

(単位：円)

電話代 (事務所)	総勘定元帳上の支出事業名	支出額
	着地型観光素材発掘造成サイト事業	16,524
	管理費	453,000
	コンベンション開催誘致プロモーション支援事業	197,662
	合計	667,186

FAX代	総勘定元帳上の支出事業名	支出額
	コンベンション開催誘致プロモーション支援事業	47,936
	コンベンション関連団体との連携及び情報事業	3,871
	合計	51,807

電話 リース代	総勘定元帳上の支出事業名	支出額
	商品造成販売促進コンサルティング事業	181,224
	地域関係者との連携プラットフォーム事業	90,612
	知ればキャンペーン自主財源事業	156,520
	コンベンション開催誘致プロモーション支援事業	117,664
	合計	546,020

パソコン リース代 22台	総勘定元帳上の支出事業名	支出額
	着地型観光素材発掘造成サイト掲載事業	583,112
	コンベンション開催誘致プロモーション支援事業	626,012
	知ればキャンペーン自主財源事業	96,192
	合計	1,305,316

サーバー リース代 2台	総勘定元帳上の支出事業名	支出額
	コンベンション開催誘致プロモーション支援事業	358,992
	合計	358,992

(単位：円)

コピー機代 2台	総勘定元帳上の支出事業名	支出額
	着地型観光素材発掘造成サイト掲載事業	438,048
	コンベンション開催誘致プロモーション支援事業	34,732
	合計	472,780
公用車 リース代 3台	総勘定元帳上の支出事業名	支出額
	着地型観光素材発掘造成サイト掲載事業	570,672
	コンベンション開催誘致プロモーション支援事業	210,710
	知ればキャンペーン自主財源事業	9,084
	地域関係者との連携プラットフォーム事業	477,360
	国際コンベンション開催誘致事業	212,206
	合計	1,480,032
公用車 駐車場代 1台分	総勘定元帳上の支出事業名	支出額
	コンベンション開催誘致プロモーション支援事業	117,000
	合計	117,000
新聞代 3紙	総勘定元帳上の支出事業名	支出額
	コンベンション開催誘致プロモーション支援事業	136,851
	国際コンベンション開催誘致事業	999
	コンベンション関連団体との連携及び情報事業	9,964
	各種行事等への協賛事業	88
	あをによしなら旅ネット管理運営事業	1,390
	合計	149,292
切手代等	総勘定元帳上の支出事業名	支出額
	コンベンション開催誘致プロモーション支援事業	94,640
	国際コンベンション開催誘致事業	24,400
	奈良ファン倶楽部の運営事業	43,804
	奈良県観光キャンペーンへの参画事業	41,228
	地域関係者との連携プラットフォーム事業	25,726
	奈良大和路カレンダー制作・販売事業	1,974,606
	あをによしなら旅ネット管理運営事業	5,520
	テーマ別観光情報の収集提供事業	53,325
	アンテナショップ運営事業	2,125
	関西・九州圏交通業者連携販売促進事業	112,788
	コンベンション関連団体との連携及び情報事業	12,300
	広域・オーダーメイド事業	1,460
	管理費	83,133
	合計	2,475,055

これについて、ビューローは、各事業を執行する部署の職員数を勘案し配分しているが、厳密な事業別の按分が困難であることに加え、全ての事業に物件費の予算が講じられているわけではないことから、コンベンション関係等物件費の負担が可能な事業に傾斜して配分したと説明している。

しかし、事務的な経費をどのような考え方に基づいて各事業の費用として配分して計上したのか、その計算過程等を示す資料はなかった。このため、適正な配分となっているのか事後的に検証することができない。

(5) 現金の取扱い

会計規程第18条第1項において、「出納責任者は、毎日、出納締切後、現金の残高と現金出納簿の残高を照合しなければならない」としているが、出納責任者である総務課長が照合したことを明らかにする記録はなかった。このため、出納責任者が適時適切に照合したのか事後的に検証することができない。

なお、平成30年度収支計算書と平成31年3月31日現在の各金融機関発行の残高証明書を突合したところ、残高は一致していた。

また、実地監査（令和2年5月1日）において、奈良ファン倶楽部会費収入の現金残高を実査したところ、現金出納帳の残高と一致していた。

(6) 監事監査について

定款第30条第1項において、「監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する」としており、2名の監事は、平成30年度の決算の審査を令和元年5月27日に1時間実施している。理事等による説明と質疑、決算資料と諸帳簿との照合及び現金・預金通帳（残高証明）の実査を行ったとしている。

今回監査したところ、前記第4の1(3)、(4)、(5)のとおり、ビューローにおいて、定款に定める手続が執られていなかったり、正味財産増減計算書と総勘定元帳の間で記載金額が相違していたりしているなどの事態が見受けられたが、監事監査の報告書には、これらの点について言及がなかった。

以上のことから、結果的に、監事監査において、チェック機能が十分に果たされていたとは認められない。

(7) 県の補助金、負担金等により実施するビューローの事業について

ア 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金（人件費分）

(ア) 本事業の概要

交 付 元：観光局観光プロモーション課

交付要綱：一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金交付要綱
(以下「補助金交付要綱」という。)

交付目的：ビューローの諸事業の円滑な展開のため、人件費の補助を行う。

交付対象経費：観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業に要する経費。

交付額の算定方法：別に知事が定める額

交 付 額：84,982,165円

(イ) 平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金（人件費分）について、関係書類を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

県に提出された平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金実績報告書（人件費分）の本事業の収支決算書（注2）の記載内容と、総勘定元帳の本事業について経理している「誘致促進・情報発信力強化事業」の記載内容とを突合したところ、次表のとおり、収入の部の合計額及び支出の部の合計額はそれぞれ一致していたものの、内訳である支出の部の計上科目及び各科目の金額がそれぞれ相違していた。

（注2）補助事業完了時に県知事に提出しなければならないと交付要綱に規定されている書類

（単位：円）

補助金実績報告書に添付されている
収支決算書

総勘定元帳の「誘致促進・情報発信
力強化事業」

財務諸表（正味財産増減計算書）

収入の部

収入合計	84,982,165
奈良県補助金	84,982,165

収益の部

収益合計	84,982,165
奈良県補助金	84,982,165

収益の部

収益合計	84,982,165
------	------------

支出の部

支出合計	84,982,165
給与手当	73,247,682
福利厚生費	11,734,483

費用の部

費用合計	84,982,165
給与手当	72,930,701
福利厚生費	12,029,540
支払手数料	21,924

費用の部

費用合計	84,982,165
------	------------

しかし、給与手当の額及び福利厚生費の額が相違している理由等を明らかにする根拠資料はなかった。このため、上記の事態が生じた原因について事後的に検証することができない。

また、ビューローは、本補助金の対象としたとする20名分の職員等の氏名（うち、2名はかつこ書）及び個人別の支給額を記載した書類（平成30年度 県補助金（人件費））を、補助金実績報告書とともに県に提出していた。一方、実際に本補助金の対象とした職員等は、途中退職者の補充により計29名となっていた。

この点について、ビューローは、上記の書類に記載する人数等について県と調整したと説明している。

しかし、実績報告書とともに県に提出した書類に記載して報告した、補助金の対象としたとする職員等の氏名、個人別の支給額は、実態と異なっていた。

イ 商品企画支援事業

（ア）本事業の概要

交 付 元：観光局観光プロモーション課

交付要綱：補助金交付要綱

交付対象経費：観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業に要する経費。

交付額の算定方法：別に知事が定める額

交 付 額：1,800,000円

事業内容：着地型旅行商品の企画開発、効果的な情報発信とプロモーション、企画旅行の販売

（イ）平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金（事業費分：商品企画支援事業）について、関係書類を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

① 県に提出されている一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金実績報告書（事業費分：商品企画支援事業）の本事業の収支決算書の

記載内容と、総勘定元帳の本事業について経理している「着地型観光素材発掘造成サイト事業」の記載金額とを突合したところ、次表のとおり、収入の部の合計額及び支出の部の合計額はそれぞれ一致していたものの、内訳である支出の部の計上科目及び各科目の金額がそれぞれ相違していた。

(単位：円)

補助金実績報告書に添付されている
収支決算書

収入の部	
収入合計	1,800,000
奈良県補助金	1,800,000

総勘定元帳の「着地型観光素材発掘
造成サイト事業」

収益の部	
収益合計	1,800,000
奈良県補助金	1,800,000

財務諸表(正味財産増減計算書)

収益の部	
収益合計	1,800,000

支出の部	
支出合計	1,800,000
賃借料等	1,497,000
役務費	199,168
需用費	103,832

費用の部	
費用合計	1,800,000
旅費交通費	40,120
通信運搬費	16,524
消耗品費	34,270
燃料費	103,832
賃借料	1,591,832
支払手数料	1,620
雑費	11,802

費用の部	
費用合計	1,800,000

上記の事態が生じた原因は、決算が確定する前の途中の段階で実績報告書を作成し、決算が確定した際の総勘定元帳の内容と突合をしなかったことによる。

しかし、金額が相違している理由等を明らかにする根拠資料等はなかった。このため、その理由等について事後的に検証することができない。

- ② 着地型観光素材発掘等を目的とした視察に係る旅費交通費について、参加者、行程、視察結果等を確認できる書類はなかった。このため、支払った旅費交通費が視察の実施状況に応じた適正なものとなっているか事後的に検証することができない。
- ③ 書籍の購入等について、1件の支払の額を複数の事業に配分して費用として計上している事例が見受けられた。(例えば、「上流の日々Issue」購入費 5,000円について、総勘定元帳の「着地型観光素材発掘造成サイト事業」に4,898円を、「あをによしなら旅ネット管理運営事業」に102円をそれぞれ費用として計上)

これについて、ビューローは、どちらの事業でも支出できる経費と判断したと説明している。

しかし、配分した額の算出過程を明らかにする根拠資料はなかった。こ

のため、適正に配分して費用として計上したのか事後的に検証することができない。

ウ 奈良県観光情報サイト管理運営事業

(ア) 本事業の概要

交 付 元：観光局観光プロモーション課

交付要綱：補助金交付要綱

交付対象経費：観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業に要する経費。

交付額の算定方法：別に知事が定める額

交 付 額：4,757,000円

事業内容：観光情報サイト「あをによしなら旅ネット」の運営

(イ) 平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金（事業費分：奈良県観光情報サイト管理運営事業）について、関係書類を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

県に提出されている一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金実績報告書（事業費分：奈良県観光情報サイト管理運営事業）の本事業の収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の本事業について経理している「あをによしなら旅ネット管理運営事業」の記載金額とを突合したところ、次表のとおり、収入の部の合計額及び支出の部の合計額はそれぞれ一致していたものの、内訳である支出の部の計上科目及び各科目の金額がそれぞれ相違していた。

(単位：円)

補助金実績報告書に添付されている
収支決算書

収入の部	
収入合計	4,757,000
奈良県補助金	4,757,000

総勘定元帳の「あをによしなら旅ネット
管理運営事業」

収益の部	
収益合計	4,757,000
奈良県補助金	4,757,000

財務諸表(正味財産増減計算書)

収益の部	
収益合計	4,757,000

支出の部	
支出合計	4,757,000
賃借料	1,374,840
委託料	3,367,440
支払手数料等	14,720

費用の部	
費用合計	4,757,000
通信運搬費	5,520
消耗品費	1,364
新聞図書費	1,390
燃料費	2,940
租税公課	2,000
委託費	4,742,280
支払手数料	1,404
雑費	102

費用の部	
費用合計	4,757,000

上記の事態が生じた原因は、決算が確定する前の途中の段階で実績報告書を作成し、決算が確定した際の総勘定元帳の内容と突合をしなかったことによる。

しかし、金額が相違している理由等を明らかにする根拠資料等はなかった。
このため、その理由等について事後的に検証することができない。

エ 奈良県観光インフォメーションセンター運営事業

(ア) 本事業の概要

交 付 元：観光局ならの観光力向上課

交付要綱：補助金交付要綱

交付対象経費：観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業に要する経費。

交付額の算定方法：別に知事が定める額

交 付 額：6,526,000円

事業内容：奈良県観光インフォメーションセンター（以下「センター」という。）を管理運営し、各観光施設等と連携を図りながら、訪日外国人旅行者に対する情報発信の強化及び利便性の向上を図る。

平成30年4月及び5月は、（株）JTB奈良支店（以下「JTB」という。）にセンター（夢風ひろば）の管理運営を1,000,000円で委託していた。同年6月からは職員を雇い、ビューローが直接管理運営を行っていた。同年9月15日からは、上記の夢風ひろばに加え、東大寺境内にセンターを新たに設置した。

(イ) 平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金（事業費分：奈良県観光インフォメーションセンター運営事業）について、関係書類を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

- ① 県に提出されている一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金実績報告書（事業費分：奈良県観光インフォメーションセンター運営事業）の本事業の収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の本事業について経理している「奈良県観光インフォメーションセンター運営事業」の記載

内容とを突合したところ、次表のとおり、収入の部、支出の部ともに、合計額、計上科目及び各科目の金額がそれぞれ相違していた。また、上記の収支決算書の収入合計額及び支出合計額と平成30年度事業報告書の正味財産増減計算書の収入合計額及び支出合計額がそれぞれ相違していた。

(単位：円)

補助金実績報告書に添付されている
収支決算書

総勘定元帳の「奈良県観光インフォ
メーションセンター運営事業」

財務諸表(正味財産増減計算書)

収入の部

収入合計	7,228,162
奈良県補助金	6,526,000
ビューロー負担金	702,162

収益の部

収益合計	6,526,000
奈良県補助金	6,526,000

収益の部

収益合計	6,526,000
------	-----------

支出の部

支出合計	7,228,162
委託料	6,770,000
需用費	278,340
賃借料	71,280
役務費	107,942
公課費	600

費用の部

費用合計	6,526,000
給料手当	4,083,575
旅費交通費	1,000
通信運搬費	107,942
消耗品費	53,171
光熱水料費	240,000
委託費	2,031,144
支払手数料	8,168
雑費	1,000

費用の部

費用合計	6,526,000
------	-----------

上記の事態が生じた原因は、実績報告に当たり、実際に支払った経費の金額を確認することなく、前年度の実績や決算の見込みの金額を基に実績報告書を作成したことによる。

以上のことから、ビューローは実績報告に当たり、実際に事業に要した経費の額を適正に報告していなかったと認められる。

- ② 平成30年6月時点で、センターの運営を委託から直接管理に変更したため、補助金の交付要綱に定める経費の配分の変更（各項目ごとについて20パーセント以上の変更）が生じていて、適時に知事の変更承認を受ける必要があったのに、適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。

また、平成31年3月25日に変更承認申請書を提出し、知事の変更承認を受けていたが、変更承認申請書に添付した収支予算書に、科目名を給与手当と記載すべきであったのに委託料と記載するなど、収支予算書の記載内容は実態と異なっていた。

- ③ ビューローがJTBに委託した「奈良県観光インフォメーションセンター運営業務」について、委託契約の契約書は確認できたものの、契約締結

伺、仕様書等はなかった。このため、事業執行の意思決定過程を事後的に検証することができない。

オ オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業

(ア) 本事業の概要

交 付 元：観光局観光プロモーション課

交付要綱：補助金交付要綱

交付対象経費：観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業に要する経費。

交付額の算定方法：別に知事が定める額

交 付 額：1,500,000円

事業内容：オフシーズンのスポーツイベントを活用し、オフ期の誘客を図るため、全国高校ラグビーフットボール大会の出場有力校に対する宿泊誘致活動、同大会プログラムにて広告を掲載しての広報活動、受入施設や練習場所等の開拓、歓迎看板や横断幕の準備、宿泊校への記念品の差し入れ等を実施

(イ) 平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金（事業費分：オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業）について、関係書類を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

消耗品「第98回全国高校ラグビー歓迎用横断幕」の購入や「第98回全国高校ラグビー商店街横断幕の設置、撤去事業」に係る委託費の支払について、納品書やビューローが検査した結果を記載する作業完了検査書等の書類はなかった。このため、納品、作業完了の確認の適否について事後的に検証することができない。

なお、ビューローは、現物を確認し、写真を撮影して納品、作業完了を確認したと説明している。

カ コンベンション開催誘致支援事業

(ア) 本事業の概要

交 付 元：観光局観光プロモーション課

交付要綱：補助金交付要綱

交付対象経費：観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業に要する経費。

交付額の算定方法：別に知事が定める額

交 付 額：11,095,000円

事業内容：誘致活動（県内・県外大学等国際コンベンションへのプロモーション活動等）、企画提案及び情報発信（奈良らしいコンベンション開発、もてなしの強化、他県連携）、開催支援（県内周遊等のアフターコンベンション助成金、看板支援、国内会議助成金）に対する補助

(イ) 平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金（事業費分：コンベンション開催誘致支援事業）について、関係書類を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

- ① 県に提出されている一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金実績報告書（事業費分：コンベンション開催誘致支援事業）の本事業の収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の本事業について経理している「コンベンション開催誘致プロモーション支援事業」の記載内容とを突合したところ、次表のとおり、収入の部の合計額及び支出の部の合計額はそれぞれ一致していたものの、内訳である支出の部の計上科目及び各科目の金額がそれぞれ相違していた。

上記の事態が生じた原因は、決算が確定する前の途中の段階で実績報告書を作成し、決算が確定した際の総勘定元帳の内容と突合をしなかったことによる。

しかし、金額が相違している理由等を明らかにする根拠資料等はなかった。このため、その理由等について事後的に検証することができない。

(単位：円)

補助金実績報告書に添付されている
収支決算書

総勘定元帳の「コンベンション開催誘
致プロモーション支援事業」

財務諸表(正味財産増減計算書)

収入の部	
収入合計	11,095,000
奈良県補助金	11,095,000

収益の部	
収益合計	11,095,000
奈良県補助金	11,095,000

収益の部	
収益合計	11,095,000

支出の部	
支出合計	11,095,000
旅費交通費	474,631
通信運搬費	167,010
燃料費	89,587
賃借料	1,956,510
需用費	382,658
助成金	6,209,000
委託料	1,815,604

費用の部	
費用合計	11,095,000
旅費交通費	321,320
通信運搬費	352,278
消耗品費	102,110
新聞図書費	136,851
燃料費	89,587
賃略料	1,956,510
保険料	64,900
支払負担金	5,000
支払助成金	6,209,000
委託費	1,815,604
支払手数料	25,380
雑費	16,460

費用の部	
費用合計	11,095,000

- ② ビューローの平成30年度の総勘定元帳には本事業の雑費として、平成31年1月30日及び1月31日の食事代計9,000円が計上されていた。

ビューローは、県のコンベンションホールを使用する国際空港評議会（ACI）誘致のためのランチタイムを活用した打合せ時の費用で、打合せの相手方の食事代で営業費に当たり、ビューローの職員の食事代は含まれていないと説明している。

県観光プロモーション課に確認したところ、当該経費は、ACI総会開催の誘致のために、ACI関係者の来県及び現地視察、意見交換等への参加に対する感謝の意を表すものとして、ACI関係者の食事代として支払われたもので、補助金交付要綱上の補助対象経費に該当すると説明している。

しかし、誰の食事代か明らかにする根拠資料等はなかった。このため、食事代9,000円を補助対象経費として計上したことの適否について事後的に検証することができない。

キ 全国広域観光振興支援事業

(ア) 本事業の概要

交 付 元：観光局観光プロモーション課

交付要綱：補助金交付要綱

交付対象経費：観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業に要する経費。

交付額の算定方法：別に知事が定める額

交 付 額：1,000,000円

事業内容：公益社団法人日本観光振興協会が実施する全国広域観光振興支援事業の参画

(イ) 平成30年度一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金（事業費分：全国広域観光振興支援事業）について、関係書類を確認するなどして監査したところ、監査した範囲では、特記すべき事項は見受けられなかった。

ク 「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン推進事業

(ア) 本事業の概要

交 付 元：観光局観光プロモーション課

交付要綱：一般財団法人奈良県ビジターズビューロー負担金交付要綱（以下「負担金交付要綱」という。）

交付目的：効果的な誘客キャンペーンを展開するとともに、旅行商品の販売促進を強化する。

交付対象経費：ビューローの事業に要する経費。

交付額の算定方法：別に知事が定める額

交 付 額：18,000,000円

事業内容：奈良県負担金（18,000千円）、市町村負担金（9,000千円）、民間協力金（9,000千円）を財源とし、JRキャンペーンとの連携事業や県観光キャンペーンとの連携事業（総額36,000千円）などを行っている。

(イ) 平成30年度「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン推進事業について、関係書類を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

- ① 県に提出されている「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業費負担金実績報告書の本事業の収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の各事業の記載内容とを突合したところ、次表のとおり、支出の部の事業の区分及び各事業区分ごとの金額が相違していた。

なお、実績報告書の収支決算書の事業区分名と総勘定元帳上の事業名とは異なっているが、ビューローは次のとおり整理して収支決算書を作成したと説明している。

(実績報告書の収支決算書の事業区分名)		(総勘定元帳上の事業名)	
「ＪＲキャンペーン等との連携事業」	←	「ＪＲ東海キャンペーン連動販売促進」及び	
		「関西・九州圏交通業者連携販売促進」	
「興福寺・県観光キャンペーン連携事業」	←	「奈良県観光キャンペーンへの参画」及び	
		「商品造成販売コンサルティング」	
「旅行商品販売営業活動」及び		「営業活動費」及び	
「地域素材調査費」	←	「地域関係者との連携プラットフォーム」	

(単位：円)

負担金実績報告書に添付されている
収支決算書

収入の部	
収入合計	18,000,000
奈良県負担金	18,000,000

総勘定元帳に基づく決算額

収益の部			
収益合計			36,000,000
ＪＲ東海キャンペーン連動販売促進	奈良県負担金		4,000,000
	民間企業協力金		4,000,000
奈良県観光キャンペーンへの参画	奈良県負担金		2,500,000
	市町村負担金		2,000,000
	民間企業協力金		500,000
商品造成販売コンサルティング	奈良県負担金		3,750,000
	市町村負担金		3,750,000
営業活動費	奈良県負担金		3,000,000
	市町村負担金		500,000
関西・九州圏交通業者連携販売促進	奈良県負担金		3,000,000
	民間企業協力金		3,000,000
地域関係者との連携プラットフォーム	奈良県負担金		1,750,000
	市町村負担金		2,750,000
	民間企業協力金		1,500,000

財務諸表(正味財産増減計算書)

収益の部	
収益合計	36,000,000
奈良県負担金	18,000,000
市町村負担金	9,000,000
民間企業協力金	9,000,000

支出の部	
支出合計	18,000,000
ＪＲキャンペーン等との連携事業	7,000,000
興福寺・県観光キャンペーン連携事業	5,500,000
旅行商品販売営業活動	2,500,000
地域素材調査費	3,000,000

費用の部		
費用合計		36,000,000
ＪＲ東海キャンペーン連動販売促進	8,000,000	
	うち奈良県負担金	4,000,000
関西・九州圏交通業者連携販売促進	6,000,000	
	うち奈良県負担金	3,000,000
奈良県観光キャンペーンへの参画	5,000,000	
	うち奈良県負担金	2,500,000
商品造成販売コンサルティング	7,500,000	
	うち奈良県負担金	3,750,000
営業活動費	3,500,000	
	うち奈良県負担金	3,000,000
地域関係者との連携プラットフォーム構築	6,000,000	
	うち奈良県負担金	1,750,000

費用の部	
費用合計	36,000,000
ＪＲ東海キャンペーンとの連携	8,000,000
奈良県キャンペーン連携事業	5,000,000
商品造成販売コンサルティング	7,500,000
営業活動費	3,500,000
関西・九州圏交通事業者連携	6,000,000
地域プラットフォーム構築	6,000,000

上記の事態が生じた原因は、実績報告に当たり、交付申請時の予算額をそのまま決算額として実績報告書を作成していたことによる。

以上のことから、ビューローは実績報告に当たり、実際事業に要した経費の額を適正に報告していなかったと認められる。

- ② センターに来館した外国人観光客に対し、奈良公園内の同行案内業務を行うために、県内で活動しているボランティア団体である奈良ＳＧＧクラブに案内業務を委託していた。総勘定元帳の「関西・九州圏交通業者連携販売促進事業」に費用として計上していた委託料417,000円は、東大寺境内にセンターを新たに設置したことに伴い、奈良ＳＧＧクラブとの委託契約を増額した分である。

しかし、交付申請時の事業計画書には上記の委託事業について記載がなく、負担金交付要綱に定める事業内容の変更が生じていて、適時に知事の変更承認を受ける必要があったのに、適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。

- ③ 総勘定元帳の「関西・九州圏交通業者連携販売促進事業」（県負担金3,000千円、民間協力金3,000千円）に費用として計上していた委託料（受託業者：（有）メディアアートリーグ）4,018,464円に係る委託業務の内容は、受託業者が実施する世界巡回展において、映像の上映を含めたプロモーション活動を行い、海外富裕層とのネットワーク構築やビューローとのマッチングを行うものである。

しかし、契約書において、「実績報告書作成などの提出義務は無いものとする」としていたことから、業務が完了した旨記載された業務完了報告書の提出は受けていたものの、どのような営業活動や誘客活動を行ったのか、適正に履行されたかを確認するために必要な書類が添付されていなかった。

また、同契約書では契約期間が平成30年3月1日から平成31年3月31日となっていた。

しかし、本来は、平成30年4月1日からとすべきであったのに、誤って平成30年3月1日からとしていた。会計規程第3条において、「ビューローの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

」とし、会計規程第30条第1項において、「翌年度以降にわたる契約は、債務負担行為として定めているもののほか、締結することができない。」としていることを踏まえれば、翌年度にわたる契約期間が記載されている同契約書の記載誤りに容易に気づくはずであったのに、確認が十分に行われていなかったと認められる。

- ④ 総勘定元帳の「JR東海キャンペーン連動販売促進事業」に費用として計上していた委託料（受託業者：（株）ジェイアール東海エージェンシー）7,967,600円について、ビューローはプロポーザル方式により業者選定を行ったと説明しているが、選定審査委員会の資料はなかった。このため、業者選定が適切に行われたのか事後的に検証することができない。

また、定款第6条において、「当法人の公告は、官報に掲載する方法による」としているのに、受託業者の公募の公告を、官報に掲載する方法により公告せずに、ホームページでの閲覧としていた。

(8) 国庫補助事業

- ア 観光庁補助事業（広域周遊補助事業）
イ 文化庁補助事業（多言語整備補助事業）

国庫補助事業の対象となる経費は大部分が委託費であることから、委託契約について、次表の、契約額が100万円以上のものを中心に抽出して監査した。

(単位:円)	
ア 観光庁補助事業(国庫補助額29,131,224円)	契約額
①ウェブサイト運用業務委託	12,000,000
②Web広告業務委託	10,497,600
③コンシェルジュ人材育成業務	1,620,000
④体験プログラム・関西周遊コースモニタリング業務委託	4,767,120
⑤関西広域マップ英語版作成業務委託	2,160,000
⑥関西周遊コンシェルジュ育成業務委託	3,200,000
⑦関西周遊コンシェルジュ育成業務委託	2,700,000
⑧地域事業者等スキルアッププログラム品質向上研修会実施業務委託	1,000,000
⑨海外セールスツール制作業務委託	3,996,000
⑩DMOネットワーク作りに向けた観光セミナー	997,920
⑪観光ガイドマップ構築業務委託	11,269,800
イ 文化庁補助事業(国庫補助額34,719,640円)	契約額
①四寺巡礼多言語コンテンツ制作業務	19,440,000
②春日大社、旧大乘院庭園 多言語アプリ開発委託	23,328,000
合計	96,976,440

関係書類を確認するなどして監査したところ、業者選定については1者を相手方とする随意契約が多く、また、契約額が高額である契約も見受けられたが、契約内容、契約相手方の選定、契約履行状況の確認については資料が整理され、その内容の説明を聴取することが可能な状態となっており、総勘定元帳の計上については適正に記載されていた。また、各国庫補助事業の補助金交付要綱、交付決定及びこれに付された条件等を踏まえて監査したが、監査した範囲では、補助の目的に反している点は特段見受けられず、補助対象経費の計上についても問題点は特段見受けられなかった。

(9) 受託事業

ア 奈良県外国人観光客交流館内旅行カウンター業務

(ア) 本事業の概要

奈良県外国人観光客交流館（以下「交流館」という。）は、県が平成27年7月に旧猿沢荘（地方職員共済組合なら宿泊所）を改修し、「奈良県猿沢イン」として一部オープンしたものである。増加する外国人観光客の受入及びおもてなしのための環境整備の一環として設置され、観光案内、物販、日本文化体験、宿泊等の機能を有している。県は、(株)JTB奈良支店・(株)アベストコーポレーション特定委託業務共同企業体に対し、奈良県外国人観光客交流館運営管理業務を委託していた。（契約額：170,946,000円、契約期間：平成29年4月1日～令和2年3月31日）

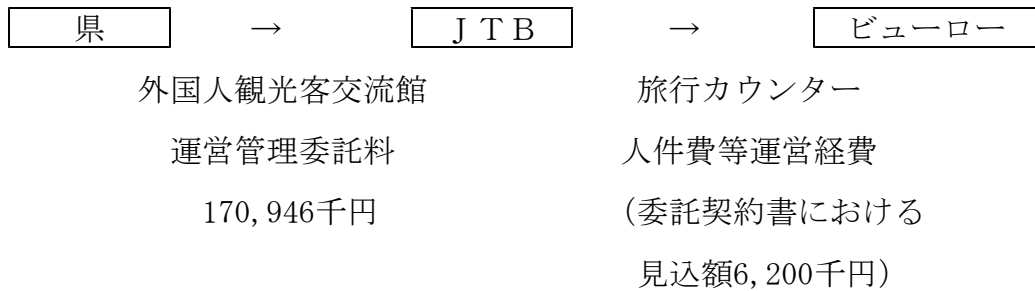
また、交流館内に旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく営業所（以下「旅行カウンター」という。）を平成28年8月に設置しているが、この運営に関して、本契約で定めた県、ビューロー、JTBの3者の関係は次のとおりである。

JTB：県との契約に基づき、旅行カウンターで旅行商品販売の業務を実施する事業者が、運営するに当たり必要とする人件費等を負担する。（契約書では、「年間620万円程度を見込んでいる」としている。）

ビューロー：3者による覚書により、旅行カウンターに旅行業務取扱管理者を

配置し、旅行商品販売の業務を行う。

支払の流れは、次のとおりである。



(イ) 関係証拠書類、総勘定元帳等を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

ビューローの総勘定元帳等関係書類及び J T B から県に提出された委託契約の実績報告書を確認したところ、旅行カウンター運営経費として、J T B からビューローに6,480,000円及び1,620,000円（合計8,100,000円）が支払われていた。

ビューローは、総勘定元帳の「旅行カウンター事業」の収益として、6,480,000円のうち6,000,000円及び1,620,000円を計上している一方、旅行カウンターの運営に係る経費を「旅行カウンター事業」の費用として計上しておらず、総勘定元帳上区分しては計上していなかった。なお、6,480,000円のうち480,000円については、別事業について経理している「受託事業その他」の収益として計上していた。

ビューローは、6,480,000円及び1,620,000円（合計8,100,000円）について、ビューローが旅行カウンターを運営する対価として、J T B に請求し J T B から支払を受けたものと認識しており、支出経費については区分整理していなかったと説明している。

しかし、上記のとおり、旅行カウンターの運営に伴い発生した経費を、「旅行カウンター事業」の費用として計上していなかったため、事業ごとに収益と費用が適切に整理された状態で表示されていないことから、財務諸表の表示から会計のセグメントとしての事業の単位ごとに重要な会計情報を的確に把握できない状態となっている。

イ 奈良県観光キャンペーン連携事業業務

(ア) 本事業の概要

(株) J R 西日本コミュニケーションズが奈良県観光キャンペーン事業を効率的に推進するため、ビューローに対し、薬師寺・県観光キャンペーン事業の事務局を運営するなどの業務を委託していた。（契約額：4,000,000円、契約期間：平成30年7月1日～平成31年3月31日）

(イ) 関係証拠書類、総勘定元帳等を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

ビューローは(株) J R 西日本コミュニケーションズから「奈良県観光キャンペーン事業」を4,000,000円で受託し、キャンペーン事業を効率的に推進するために、薬師寺と緊密に連携を図り、薬師寺に係る県観光キャンペーン事業の事務局を運営した。この受託料を総勘定元帳の「受託事業その他」の収益として計上していたが、費用については一切計上していなかった。

ビューローは、本受託契約は民間同士の契約であり、受託料は、ビューローが実施する、寺院とのコーディネート等の様々な恩恵の報酬として支払を受けたものであるため、支出経費を「受託事業その他」の費用として区分し整理することはふさわしくないと説明している。

しかし、上記のとおり、本事業を行うために発生した経費を、「受託事業その他」の費用として計上していなかったため、事業ごとに収益と費用が適切に整理された状態で表示されていないことから、財務諸表の表示から会計のセグメントとしての事業の単位ごとに重要な会計情報を的確に把握できない状態となっている。また、ビューローは県から補助金等を受けている補助事業者等であることから、補助事業対象経費、受託事業経費、自主事業経費等をそれぞれ明確に区分して経理を行うべきであるのに、受託事業である本事業を行うために発生した経費について、上記のような明確な区分経理を行っていないかった。

(10) 自主事業

自主事業については、契約額が300万円以上の委託契約3件を抽出して監査の対象とした。

ア 奈良大和路カレンダー制作・販売委託業務

(ア) 本契約の概要

委託先：岡村印刷工業（株）

契約額：6,229,440円

契約期間：平成30年6月1日～平成31年3月31日

(イ) 関係証拠書類、総勘定元帳等を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

当該契約の業務委託業者選定審査会の議決書について、審査年月日が空欄となっていて、審査日を確認することができず、また、契約日は平成30年6月1日であるのに、見積書の日付はその契約日より後の平成30年7月11日となっていた。

しかし、業務委託業者選定審査会の日付を確認することができる書類はなく、また、見積書の日付が契約日の後になっている理由を明らかにする資料はなかった。このため、事務手続が適正に行われたのか事後的に検証することができない。

イ MICE推進部データベースシステム製作業務委託

(ア) 本契約の概要

委託先：インパクト（株）

契約額：3,067,200円

契約期間：平成31年1月9日～平成31年3月29日

(イ) 関係証拠書類、総勘定元帳等を確認するなどして監査したところ、監査した範囲では、特記すべき事項は見受けられなかった。

ウ 奈良ファン倶楽部2018会員グッズ制作等業務委託

(ア) 本契約の概要

委託先：共同精版印刷（株）

契約額：5,088,798円

契約期間：平成29年11月1日～平成31年3月31日

(イ) 関係証拠書類、総勘定元帳等を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

本契約の契約期間は平成29年11月1日から平成31年3月31日であり、平成29年度から平成30年度にわたる契約となっていた。

会計規程第3条において、「ビューローの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」とし、会計規程第30条第1項において、「翌年度以降にわたる契約は、債務負担行為として定めているもののほか、締結することができない」としているのに、債務負担行為の手続を執らないまま、翌年度にわたる本契約を締結していた。

2 奈良県地域振興部観光局に関する監査

(1) ビューローに対して支出した補助金、負担金等に係る事務の執行

平成30年度にビューローに対して交付した補助金等は、次表のとおりである。

(単位:円)

ア 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金(人件費分) 奈良県ビジターズビューロー人件費補助金	84,982,165
イ 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー事業費補助金(事業費分) 計	26,678,000
①商品企画支援事業	1,800,000
②奈良県観光情報サイト管理運営事業	4,757,000
③奈良県観光インフォメーションセンター運営事業	6,526,000
④オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業	1,500,000
⑤コンベンション開催誘致支援事業	11,095,000
⑥全国広域観光振興支援事業	1,000,000
ウ 「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業負担金	18,000,000
合 計	129,660,165

上記7件の補助金及び1件の負担金について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

- ① 前記のとおり、上記の計8件の補助金等について、ビューローが県に対し提出した実績報告書の収支決算書の記載内容と、ビューローの総勘定元帳の記載内容とを突合したところ、6件の補助金等について、科目の金額等が相違していた。その態様は次表のとおりである。

補助金等	支出の部及び 収入の部 合計額	支出科目ごとの 記載額
奈良県ビジターズビューロー人件費補助金	一致	相違
商品企画支援事業補助金	一致	相違
奈良県観光情報サイト管理運営事業補助金	一致	相違
奈良県観光インフォメーションセンター運営補助金	相違	相違
オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業補助金	一致	一致
コンベンション開催誘致支援事業補助金	一致	相違
全国広域観光振興支援事業補助金	一致	一致
「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業負担金	事業区分、各事業ごとの支出金額が相違	

また、奈良県ビジターズビューロー人件費補助金について、実績報告書とともに県に提出した書類に記載して報告した、補助対象としたとする職員等の人数及び個人別の支給額は実態と異なっていた。

しかし、実績報告書の提出を受けた県観光プロモーション課及びならの観光力向上課は、実績報告書の審査に当たり、実績報告書の収支決算書の数字及び内容について、支出証拠書類等の提出を受けるなどして、これらにより確認すべきであったのに、いずれの補助金等についても上記のような方法により適切に確認をしないまま、補助金等の額の確定を行っていた。

- ② ビューローは、総勘定元帳の「地域関係者との連携プラットフォーム事業」に、「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業負担金（県負担金1,750千円、市町村2,750千円、民間協力金1,500千円）を収益として計上していた。本事業の費用として支払助成金（支払先：奈良元林院花街プロジェクト）1,000,000円を計上していたが、この支払助成金は同団体が平成29年度に実施した事業に対して助成したものであった。

県観光プロモーション課は、平成29年度実施の事業は県負担金の交付対象外であるが、上記の事業については、ビューローに確認をし、関係書類を確認したところ、その財源は県負担金ではなく民間協力金であると説明している。

しかし、実績報告書に添付されている収支決算書の記載内容は次表のとおりであり、県に提出された実績報告書では、事業区分及び各事業区分ごとの金額が記載されているだけで、各事業区分の内容として、県負担金を財源として具体的にどのような事業を実施したのか、その事業に要した額はいくらかなどについて把握することができない記載内容となっている。

実績報告書に添付されている収支決算書

収入の部 (単位:円)	
収入合計	18,000,000
奈良県負担金	18,000,000
支出の部	
支出合計	18,000,000
JRキャンペーン等との連携事業	7,000,000
興福寺・県観光キャンペーン連携事業	5,500,000
旅行商品販売営業活動	2,500,000
地域素材調査費	3,000,000

- ③ 補助金交付要綱において、補助対象経費は「観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業に要する経費」とし、負担金交付要綱において、負担対象経費は「ビューローの事業に要する経費」としていて、補助

対象経費の範囲を明確に定めておらず、また、交付申請書及び実績報告書に、事業内容、事業ごとの経費を具体的に記載することを求めていなかった。

しかし、このような記載方法では、ビューローが行う事業のうち、県が補助金等を交付すべき事業か、ビューローが自主事業として行うべき事業かを客観的に判断できない状態となっていた。また、決算額として報告された額が、事業に要した経費に該当するのか、交付対象経費として適切か検証することができない状態となっていた。

- ④ 「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業負担金について、事業内容の変更が生じていたのに、ビューローは、適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。また、奈良県観光インフォメーションセンター運営補助金について、平成30年6月時点で経費の配分の変更が生じていたのに、適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。平成30年1月の監査委員監査において、県観光プロモーション課に対する注意事項として、補助金等の変更承認申請が適切に行われるよう、補助事業者への指導及び周知に努めることなどを求めているのに、補助事業の進捗状況の確認や、ビューローに対する指導、周知が十分ではなかったと認められる。

- (2) ビューローに対する委託契約（県がビューロー以外の法人と契約し、当該法人からビューローに再委託されたものを含む。）に係る事務の執行

ア 奈良県観光キャンペーン業務委託

(ア) 本業務委託の概要

委託元：観光局観光プロモーション課

委託先：(株) J R 西日本コミュニケーションズ

契約額：243,129,658円

業務内容：

- ・ J R 東海・ J R 西日本・近鉄その他沿線広報・宣伝業務
- ・ J R 東海「うましうるわし奈良」キャンペーン連携広報実施業務
- ・ 首都圏等の旅行事業者、メディア事業者を招集した商談会の開催

- ・旅行商品造成及び誘客促進のための広報ツール等の制作業務
- ・雑誌や新聞等の広告媒体を活用した広報業務
- ・首都圏や県内等での誘客イベント等開催業務
- ・興福寺中金堂落慶を記念した誘客イベント等開催業務
- ・薬師寺東塔大修理完成に関連した広報用素材等制作業務
- ・社寺等と連携した文化芸術イベント開催業務
- ・ＪＲ東海・ＪＲ西日本・近鉄その他連携事業者との調整業務 等

ビューローへの再委託の目的：奈良県観光キャンペーン事業を効率的に推進するため、観光事業を通じた地域活性化の実現や誘客促進、情報発信のノウハウ・実績を持つビューローに委託

ビューローへの再委託の業務内容：薬師寺・県観光キャンペーン事業について、東塔の大修理完成を迎える薬師寺を核に観光誘客を図るため、薬師寺と緊密に連携を図り、事務局を運営する。

(イ) 関係証拠書類、ビューローの総勘定元帳等を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

- ① 「奈良県観光キャンペーン業務委託契約書」第６条において、「乙（（株）ＪＲ西日本コミュニケーションズ）は、業務の全部又は一部の実施を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（県）の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」としている。ビューローに対して、「奈良県観光キャンペーン事業」の業務の一部が再委託されていたが、県観光プロモーション課は、ビューロー等への再委託について報告を受けておらず、再委託の状況を把握していなかった。このため、ビューロー等への再委託について、承諾の可否を検討していなかった。

県観光プロモーション課は、ビューローへの再委託を令和２年５月に把握するに至ったが、受託業者が直接管理している業務であるため、ビューローへの再委託は、契約書第６条に基づく承諾が必要な再委託には当たらないものであったと認識していると説明している。

しかし、受託業者から再委託の状況を含めた業務の実施状況の報告を適時に受けておかなければ、受託業者が県の承諾を得ないまま、承諾が必要

な再委託により業務を行っていないか、適切に確認することは困難である。また、本業務委託の契約書では、上記のとおり、原則として再委託を禁止しており、承諾が必要な再委託に該当しない業務があるのであれば、あらかじめ、どの業務を承諾なしに再委託することができるのかその範囲を明確にして契約を締結する必要があったのに、承諾なしに再委託することができる範囲を明確にしていなかった。

- ② 県観光プロモーション課は、本委託契約が精算を予定している契約であるのに、完了確認に当たり、事業完了報告書、精算内訳書及び見積金額と精算金額との差額の理由については確認を行っていたものの、精算内訳書の金額の根拠を確認するために必要な支出証拠書類等の内容の確認を全く行っていなかった。

イ 外国人観光客交流館運営管理業務委託

(ア) 本業務委託の概要

交流館は、県が平成27年7月に旧猿沢荘（地方職員共済組合なら宿泊所）を改修し、「奈良県猿沢イン」として一部オープンしたものである。増加する外国人観光客の受入及びおもてなしのための環境整備の一環として設置され、観光案内、物販、日本文化体験、宿泊等の機能を有している。県は、(株)JTB奈良支店・(株)アベストコーポレーション特定委託業務共同企業体に対し、奈良県外国人観光客交流館運営管理業務を委託していた。（契約額：170,946,000円、契約期間：平成29年4月1日～令和2年3月31日）

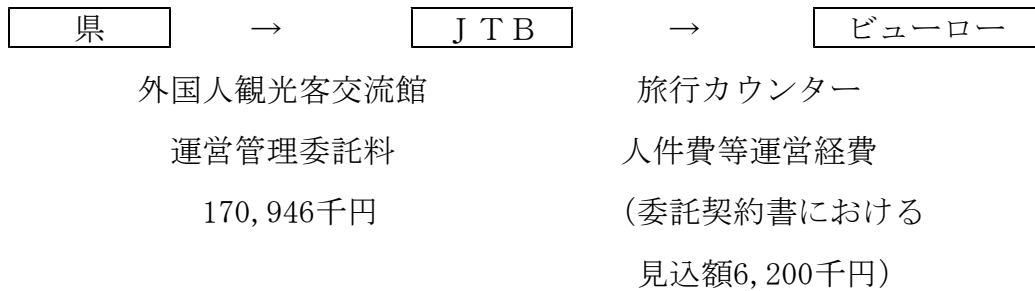
また、交流館内に旅行カウンターを平成28年8月に設置しているが、この運営に関して、本契約で定めた県、ビューロー、JTBの3者の関係は次のとおりである。

JTB：県との契約に基づき、旅行カウンターで旅行商品販売の業務を実施する事業者が、運営するに当たり必要とする人件費等を負担する。（契約書では、「年間620万円程度を見込んでいる」としている。）

ビューロー：3者による覚書により、旅行カウンターに旅行業務取扱管理者を

配置し、旅行商品販売の業務を行う。

支払の流れは、次のとおりである。



(イ) 関係証拠書類、ビューローの総勘定元帳等を確認するなどして監査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、J T Bから県に提出された委託事業の実績報告書及び精算明細書等を確認したところ、旅行カウンター運営経費として、J T Bからビューローに8,100,000円が支払われていた。

① 覚書において、J T Bはビューローに対し、旅行カウンターに係る人件費及び運営に係る経費を負担することとしていたが、平成30年度には、ビューローが行う旅行商品企画に係るパンフレットの作成、コンシェルジュ育成のための研修等の経費についても、旅行カウンターに係る経費として、県からJ T Bに支払った委託料の中から、J T Bがビューローに支払っていた。

このことについて、県ならの観光力向上課は、次のとおり説明している。

平成29年度末に、県、ビューロー、J T Bの3者で、ビューローが行う旅行商品企画に係る経費を含めて、旅行カウンターに係る経費として、県からJ T Bを通じてビューローに支払うことを協議し合意していた。

しかし、その合意した内容を本業務委託の仕様書や上記の3者の覚書の内容に反映していなかった。

② 旅行カウンターに係る経費について、ビューローが「旅行カウンター事業」の費用として経理区分して計上していなかったことから、実際に業務の実施に要した額がいくらであるのか検証できない状態であり、このため、県がJ T Bに支払った委託料の中から、J T Bがビューローに支払った経費8,100,000円が適正であるのか検証できない状態となっていた。

県ならの観光力向上課は、本委託契約が精算を予定している契約であるのに、完了確認に当たり、実績報告書、精算明細書については確認を行っていたものの、精算明細書の金額の根拠を確認するために必要な支出証拠書類等の内容の確認を全く行っていなかった。JTBを通じてビューローに旅行カウンター運営に係る経費として支払った上記の8,100,000円についても、経費の支払の目的、経費の内容、金額の適否等の確認を行っていなかった。

今回の監査において、監査委員は、県ならの観光力向上課に対して、実際に業務の実施に要した額がいくらであったのか調査して報告するよう求めたところ、その額は8,893,112円であったとの報告を受けた。監査委員は、この8,893,112円のビューローの支払の事実を、支出証拠書類等により確認した。

第5 監査の結果

監査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。（各事態の末尾には、主な監査の観点を記述している。次項以降も同様。）

1 ビューローに関する監査の結果

(1) 内部統制に係る事項について

（理事会及び評議員会の運営等）

- ① 定款において、理事会で業務の執行状況の報告を、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上行うこととしているが、平成30年度では報告は1回のみであり、報告の回数が不足していた。（前記第4の1(3)②）（合規性）

- ② 評議員会の書面評決における書面決議書について、日付が記入されていないものが調査した14件のうち9件見受けられた。（前記第4の1(3)②）

（透明性）

（定款及び会計規程に定める手続等）

- ③ 定款により定めることとなっている評議員会規則及び理事会規則を定めていなかった。（前記第4の1(3)①）（合規性）

- ④ 定款において、「その事業年度をもって償還する短期借入金を除き、理事会

において理事総数の3分の2以上の決議を得なければならない」としており、5,000万円の借入について、理事会で承認の決議を得なければならなかったのに、理事会で決議を得ていなかった。（前記第4の1(3)③）（合規性）

- ⑤ 会計規程において、「予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算案を作成して、理事会及び評議員会の承認を得なければならない」としているが、平成30年度の当初事業計画に予算が計上されていなかった自主事業であるアンテナショップ事業及び国庫補助事業の実施に当たって、予算の補正のために必要な理事会及び評議員会の承認を得る手続を執っていなかった。（前記第4の1(3)④）（合規性）

- ⑥ 会計規程において、「翌年度以降にわたる契約は、債務負担行為として定めているもののほか、締結することができない」としているが、債務負担行為の手続を執らないまま、翌年度にわたる契約を締結していた。（前記第4の1(1)ウ(i)）（合規性）

（現金の取扱い）

- ⑦ 会計規程において、「出納責任者は、毎日、出納締切後、現金の残高と現金出納簿の残高を照合しなければならない」としているが、出納責任者である総務課長が照合したことを明らかにする記録はなかった。このため、出納責任者が適時適切に照合したのか事後的に検証することができない。（前記第4の1(5)）（合規性、透明性）

- ⑧ 会計規程において、立替払の取扱を規定していないが、職員がやむを得ず立て替えて支払った経費を精算し、手許現金から支出している事例が見受けられた。（前記第4の1(3)⑤）（透明性）

（公告の方法）

- ⑨ 定款において、「当法人の公告は、官報に掲載する方法による」としているが、委託事業者の公募の公告を、官報に掲載する方法により公告せずにホームページでの閲覧としていた。（前記第4の1(7)ク(i)④）（透明性）

（給与の支給）

- ⑩ 職員6名に対して、基本給として、月給給料表に定めていない額を支給していたり、年俸で給料を支給していた職員6名に対して、年俸給料表に定めていない金額を支給していた。（前記第4の1(3)⑥⑦⑧）（透明性）

(契約に係る事務処理)

- ⑪ 委託契約の契約書は確認できたものの、契約締結伺、仕様書等はなかった。
このため、事業執行の意思決定過程を事後的に検証することができない。(前記第4の1(7)エ(イ)③) (透明性)
- ⑫ 委託契約書において、「実績報告書作成などの提出義務は無いものとする」としていたことから、業務が完了した旨記載された業務完了報告書の提出は受けていたものの、どのような営業活動や誘客活動を行ったのか、適正に履行されたのかを確認するために必要な書類が添付されていなかった。(前記第4の1(7)ク(イ)③) (合規性、透明性)
- ⑬ 契約書において、契約期間が平成30年3月1日から平成31年3月31日となっており、本来は、平成30年4月1日からとすべきであったのに、誤って平成30年3月1日からとしていた。(前記第4の1(7)ク(イ)③) (合規性)

(書類、資料の作成、保管等)

- ⑭ 視察に係る旅費交通費について、参加者、行程、視察結果等を確認できる書類はなかった。このため、旅費交通費の支払が視察の実施状況に応じて適正なものとなっているか事後的に検証することができない。(前記第4の1(7)イ(イ)②) (合規性、経済性、透明性)
- ⑮ 物品の納品書やビューローが委託業務の履行について検査した結果を記載する作業完了検査書等の書類はなかった。このため、納品、作業完了の確認の適否について、事後的に検証することができない。(前記第4の1(7)オ(イ)) (合規性、透明性)
- ⑯ 県の補助事業の補助対象経費として、食事代を計上していたが、誰の食事代が明らかにする根拠資料はなかった。このため、食事代を補助対象経費として計上したことの適否について事後的に検証することができない。(前記第4の1(7)カ(イ)②) (透明性)
- ⑰ 委託契約について、プロポーザル方式により業者選定を行ったと説明しているが、選定審査委員会の資料はなかった。このため、業者選定が適切に行われたのか事後的に検証することができない。(前記第4の1(7)ク(イ)④) (合規性、透明性)

- ⑱ 業務委託業者選定審査会の議決書について、審査年月日が空欄となっており、また、契約日が平成30年6月1日であるのに、見積書の日付が平成30年7月11日となっていた。これらの理由を明らかにする資料がなく、事務手続が適正に行われたのか事後的に検証することができない。（前記第4の1(10)ア(イ)）
(合規性、透明性)

については、事務手続や事務処理が適正に実施されるよう、また、組織として透明性が確保され、説明責任が十分果たされるよう、次のような措置を講じる必要があると認められる。

- ① 定款や会計規程等を遵守することの必要性について、法人全体の共通認識となるよう十分周知して、定款や会計規程等に従って適正に事務手続を行うことを徹底すること。（上記の①～⑦、⑨、⑬の事態）
- ② 会計規程に立替払の取扱について、規定を設けることを検討すること。（上記の⑧の事態）
- ③ 給与の支給の透明性を十分確保できるよう、月給給料表や年俸給料表を見直し、これらに従って給与を支給すること。（上記の⑩の事態）
- ④ 事業の実施状況、履行確認、事業執行の意思決定過程等を事後的に検証することができるようにするために、作成すべき書類、資料の範囲、作成手順、保存期間、廃棄する際の決裁等の手順等が明確になるよう、諸規程の見直しを検討すること。見直した諸規程類に則って適正に事務処理、書類、資料の作成、保管等を行うことについて、職員が十分認識するよう周知して、徹底すること。（上記の⑪⑫、⑭～⑱の事態）

(2) 財務諸表について

- ① 平成30年度の決算について、平成30年度事業報告書における正味財産増減計算書の記載金額（決算額）が総勘定元帳の金額と相違しているものが12科目見受けられた。しかし、決算時の決算整理の記録は残されていなかった。このため、どのように決算整理を行ったのかが明らかでなく、会計帳簿の誤り等が適正に修正されたのか事後的に検証することができない。（前記第4の1(4)①）
(正確性、透明性)

- ② 事務所の電話代等の事務的な経費を、一部の事業に偏って配分し費用として計上していた。しかし、どのような考え方に基づいて事務的な経費を各事業の費用として配分して計上したのか、その計算過程等を示す書類はなかった。このため、適正な配分となっているのか事後的に検証することができない。（前記第4の1(4)②）（正確性、透明性）
- ③ 1件の支払の額を複数の事業に配分して費用として計上しているものが見受けられた。しかし、配分した額の算出過程等を明らかにする資料はなかった。このため、適正に配分して費用として計上したのか事後的に検証することができない。（前記第4の1(7)イ(イ)③）（正確性、透明性）
- ④ 受託料として支払を受けた受入額を事業の収益として計上していたが、業務の実施に伴い発生した経費を、当該事業の費用として計上していなかった。このため、事業ごとに収益と費用が適切に整理された状態で表示されていないことから、財務諸表の表示から会計のセグメントとして事業の単位ごとに重要な会計情報を的確に把握できない状態となっている。また、ビューローは県から補助金の交付を受けている事業者であることから、補助事業対象経費、受託事業経費、自主事業経費等を明確に区分して経理を行うべきであるのに、受託事業を行うために発生した経費について、上記のような明確な区分経理を行っていない。（前記第4の1(9)ア(イ)、イ(イ)）（正確性、透明性）

については、当該事業年度の経営成績等について、適切に説明責任を果たすよう、次のような措置を講じる必要があると認められる。

- ① 決算時の決算整理の記録や、事務費の按分方法等について、事後的に検証できるようにするために、書類、資料の適切な作成、保管、管理の体制の整備を図ること。（上記の①～③の事態）
- ② 会計のセグメントとして事業の単位ごとに重要な会計情報を的確に把握できるようにするために、財務諸表の作成に当たり、事業の単位ごとの収益と費用を適切に整理して計上することを徹底すること。（上記の④の事態）

(3) 監事監査について

定款において、「監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところに

より、監査報告を作成する」としている。今回監査したところ、前記のとおり、定款に定める手続が執られていなかったり、総勘定元帳及び正味財産増減計算書の間で記載金額が相違したりしているなどの事態が見受けられたが、監事監査の報告書には、これらの点について特段言及がなかった。

以上のことから、結果的に、監事監査において、チェック機能が十分に果たされていたとは認められない。（前記第４の１（６））（有効性）

については、監事によるチェック機能が十分に果たされるよう、監事監査に当たり、時間を増やしたり、必要に応じて補助者を活用したりするなどして、監事監査を充実させる措置を講じる必要があると認められる。

（４） 県の補助金、負担金等により実施した事業について

- ① 県に提出された補助金実績報告書に添付されている収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の記載内容とを突合したところ、次表のとおり、５件の補助金について、各科目の金額が相違しているものなどが見受けられた。（前記第４の１（７）ア、イ、ウ、エ、カ）（正確性、透明性）

補助金	支出の部及び 収入の部 合計額	支出科目ごとの 記載額
奈良県ビジターズビューロー人件費補助金	一致	相違
商品企画支援事業補助金	一致	相違
奈良県観光情報サイト管理運営事業補助金	一致	相違
奈良県観光インフォメーションセンター運営補助金	相違	相違
オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業補助金	一致	一致
コンベンション開催誘致支援事業補助金	一致	相違
全国広域観光振興支援事業補助金	一致	一致

- ② 「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業負担金の実績報告書の収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の各事業の記載内容とを突合したところ、支出の部の事業区分、各事業区分ごとの支出金額が相違していた。（前記第４の１（７）ク（イ）①）（正確性）

- ③ 奈良県ビジターズビューロー人件費補助金の実績報告書とともに県に提出し

た書類に記載して報告した、補助金の対象としたとする職員等の氏名、個人別の支給額は、実態と異なっていた。（前記第4の1(7)ア(イ)）（正確性）

- ④ 県の補助事業において、経費の配分の変更（各項目ごとにつき20パーセント以上の変更）が生じていて、適時に知事の変更承認を受ける必要があったのに、適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。（合規性）

また、その後、変更承認申請書を提出し、知事の変更承認を受けていたものについて、収支予算書の記載内容は、実態と異なっていた。（前記第4の1(7)エ(イ)②）（正確性）

- ⑤ 県の負担金事業において、事業内容の変更が生じていて、適時に知事の変更承認を受ける必要があったのに、適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。（前記第4の1(7)ク(イ)②）（合規性）

については、補助金等の交付要綱、交付決定及びこれに付された条件等に則って、補助事業等が適切に実施され、また、交付を受ける補助金等の額が適正なものとなるよう、次のような措置を講じる必要があると認められる。

- ① 補助金等の実績報告書、これに添付する収支決算書等の関係書類の作成に当たり、作成手順を見直したり、チェック体制を整備したりするなどして、実態を反映して、適正に記載することを徹底すること。（上記の①②③の事態）
- ② 県の補助事業等の実施に当たり、知事の変更承認を受けることの必要性を十分認識した上で、事業の実施に伴い、事業内容の変更や経費配分の変更が生じたときは、適時に変更承認申請書を県に提出して、知事の承認を受けることを徹底すること。（上記の④⑤の事態）

2 奈良県地域振興部観光局に関する監査の結果

(1) ビューローに対して支出した補助金、負担金等に係る事務の執行

- ① ビューローが県に対し提出した実績報告書の収支決算書の記載内容とビューローの総勘定元帳の記載内容との突合を行ったところ、6件の補助金等について、科目の記載金額等が相違しているなどの事態が見受けられた。

しかし、実績報告書の提出を受けた県観光プロモーション課及びならの観光

力向上課は、実績報告書の審査に当たり、収支決算書の数字及び内容を、支出証拠書類等の提出を受けるなどして、これらにより確認すべきであったのに、いずれの補助金等についても上記のような方法により適切に確認を行わないまま、補助金額の確定を行っていた。（前記第４の２(１)①）

（正確性、合規性）

- ② ビューローが県に対し提出した「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業負担金の実績報告書の収支決算書には、事業区分と決算額とした額とが記載されているのみで、事業内容、経費の内訳等は全く記載されていなかった。このため、県負担金を財源として具体的にどのような事業を実施したのか、その事業に要した額はいくらかなどについて把握することができない状態となっていた。（前記第４の２(１)②）

（透明性）

- ③ 補助金交付要綱において、補助対象経費は「観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業に要する経費」とし、負担金交付要綱において、負担対象経費は「ビューローの事業に要する経費」としており、また、交付申請書及び実績報告書に、事業内容や事業ごとの経費を具体的に記載することを求めていなかった。しかし、このような記載方法では、ビューローが行う事業のうち、県が補助金等を交付すべき事業か、ビューローが自主事業として行うべき事業かを客観的に判断できない状態となっていた。また、決算額として報告された額が、事業に要した経費に該当するのか、交付対象経費として適切か検証することができない状態となっていた。（前記第４の２(１)③）

（透明性）

- ④ 補助金等の事業について、事業内容の変更や経費の配分の変更が生じていたのに、ビューローは適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。平成３０年１月の監査委員監査において、県観光プロモーション課に対する注意事項として、補助金等の変更承認申請が適切に行われるよう、補助事業者への指導及び周知に努めることなどを求めていたのに、ビューローに対する補助事業の進捗状況の確認や、指導、周知が十分ではなかったと認められる。（前記第４の２(１)④）

（合規性）

については、補助金等の交付要綱、交付決定及びこれに付された条件等に則って、

補助事業等が適切に実施され、また、補助金等の交付額が適正なものとなるよう、次のような措置を講じる必要があると認められる。

- ① ビューローに対して、補助金等の実績報告書及びこれに添付する収支決算書等の関係書類に、実態を反映して、適正に記載することを周知徹底するよう指導すること。（上記の①②の事態）
- ② 県は、ビューローから提出された実績報告書及びその添付書類について、給料の支払明細等や事業に係る契約書、支出証拠書類等の提出を受けて、これらにより十分確認することにより、補助対象経費として報告された内容や金額の適否の審査を厳格に行った上で、額の確定を行うことを徹底すること。（上記の①②の事態）
- ③ 補助金交付要綱及び負担金交付要綱において、交付対象とする事業内容や補助対象経費を明確に定めること、交付申請書及び実績報告書に、事業内容や事業ごとの経費を記載させることを求めること、実績報告書等で補助対象経費として報告された内容や金額の適否を確認するために必要な提出書類の範囲等について定めることを検討すること。（上記の③の事態）
- ④ ビューローに対して、補助金等の交付要綱等に定める事業内容の変更や経費配分の変更が生じたときは、適時に知事の変更承認申請を行い、知事の承認を受けることを周知徹底するよう指導すること。（上記の④の事態）

(2) 再委託された委託契約等に係る事務の執行

- ① 奈良県観光キャンペーン業務委託契約書において、「業務の全部又は一部の実施を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（県）の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」と定めているのに、ビューローに対し再委託されていた業務について、県は受託業者から再委託の報告を受けておらず、再委託の状況を把握していなかった。このため、承諾の要否を検討していなかった。また、承諾が必要な再委託に該当しない業務があるのであれば、あらかじめ、その範囲を明確にしておく必要があったのに、その範囲を明確にしていなかった。（前記第4の2(2)ア(イ)①）（合規性）
- ② 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託について、平成29年度末に、県、受託業者及びビューローの3者で、県を通じて受託業者からビューローに

対して支払う旅行カウンター運営に係る経費の範囲に、旅行商品企画に係る経費を含めて支払うことについて協議し合意していたのに、その合意した内容を本業務委託契約書の仕様書や上記３者の覚書の内容に反映していなかった。

また、旅行カウンターに係る経費について、ビューローが「旅行カウンター事業」の費用として経理して計上していなかったことから、実際に業務の実施に要した額がいくらであるのか検証できない状態となっていた。（前記第４の２（２）イ（イ）（透明性）

- ③ 精算を予定している委託契約の完了確認に当たり、事業完了報告書、精算内訳書等については確認を行っていたものの、精算内訳書の金額の根拠を確認するために必要な支出証拠書類等の内容確認を全く行っていなかった。（前記第４の２（２）ア（イ）②、イ（イ）②（透明性）

については、委託契約の内容が適切なものとなり、委託した業務が適切に実施され、委託料の支出が適正なものとなるよう、次のような措置を講じる必要があると認められる。

- ① 受託業者が再委託の方法により業務を実施することが見込まれる委託契約について、県の承諾が必要な再委託に該当しない業務があるのであれば、あらかじめその範囲を明確にして契約を締結すること。また、受託業者が、県の承諾を得ないまま、承諾が必要な再委託により業務を行っていないか、適切に確認するために、受託業者から再委託の状況を含めた事業の実施状況の報告を適時に受けること。（上記の①の事態）
- ② 仕様書等の内容を十分検討して適切な内容とした上で委託契約等を締結することについて、組織として十分認識するよう周知し、徹底すること。（上記の②の事態）
- ③ 精算することを予定している委託契約について、実績報告書の審査に当たり、支出証拠書類等により確認すべき項目、内容、確認方法等を明確にすることを検討すること。また、上記の確認すべき項目、内容、確認方法等に則って、支出証拠書類等により、実際に業務の実施に要した経費を適切に確認することを徹底すること。（上記の③の事態）